

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ニチレイ			コード	2871				
提出日	2025/5/27	異動（予定）日		2025/6/25					
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため								
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	鍋嶋 麻奈	社外取締役	○													○	有
2	濱 逸夫	社外取締役	○													○ 訂正・変更	有
3	濱島 健爾	社外取締役	○													○	有
4	吉丸 由紀子	社外取締役	○													○ 訂正・変更	有
5	山口 裕視	社外取締役	○											△		訂正・変更	有
6	齊藤 雄彦	社外監査役	○													○ 訂正・変更	有
7	加藤 孝明	社外監査役	○									△				訂正・変更	有
8	松島 浩道	社外監査役	○													○ 訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		<p>鍋嶋麻奈氏は、海外業務の豊富な経験と金融分野の幅広い見識を有しており、当社は、引き続き、同氏の経験と見識等を経営に活かしたいため、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>同氏が再任された場合には、その経験と見識等に基づいた当社経営への助言・監督を通して、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。また、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任および報酬の透明性・公正性を高めるとともに、取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>なお、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準および当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定める「独立性基準」（4. 補足説明参照）を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。</p>
2		<p>濱逸夫氏は、企業経営者としての豊富な経験と、研究開発に関する専門性および事業に関する幅広い見識を有しており、当社は、引き続き、同氏の経験と見識等を経営に活かしたいため、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>同氏が再任された場合には、その経験と見識等に基づいた当社経営への助言・監督を通して、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。また、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会の委員長および報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任および報酬の透明性・公正性を高めるとともに、取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>なお、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準および当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定める「独立性基準」（4. 補足説明参照）を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。</p>
3		<p>濱島健爾氏は、企業経営者としての豊富な経験と、海外事業に関する幅広い見識を有しており、当社は、引き続き、同氏の経験と見識等を経営に活かしたいため、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>同氏が再任された場合には、その経験と見識等に基づいた当社経営への助言・監督を通して、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。また、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会の委員および報酬諮問委員会の委員長として、取締役等の選解任および報酬の透明性・公正性を高めるとともに、取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>なお、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準および当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定める「独立性基準」（4. 補足説明参照）を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。</p>

4		<p>吉丸由紀子氏は、海外事業およびM&A等を含むグローバル経営に関する豊富な経験と、人材開発・ダイバーシティおよびコーポレートガバナンス分野における幅広い見識を有しております。また、同氏は、複数の上場企業の社外取締役としての企業経営に関する豊富な経験を有しております。当社は、引き続き、同氏の経験と見識等を経営に活かしたいため、社外取締役候補者といたします。</p> <p>同氏が再任された場合には、その経験と見識等に基づいた当社経営への助言・監督を通して、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。また、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任および報酬の透明性・公正性を高めるとともに、取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>なお、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準および当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定める「独立性基準」（4. 補足説明参照）を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。</p>
5	山口裕視氏が2023年3月31日まで執行役員を務めていた三井物産株式会社と当社子会社との間には取引関係がございますが、同社から当社グループへの年間の支払額は、当社グループの年間連結売上高の1%未満です。	<p>山口裕視氏は、行政分野の豊富な経験とサステナビリティ・グローバルビジネス・DX分野に関する幅広い見識を有しております。当社は、引き続き、同氏の経験と見識等を経営に活かしたいため、社外取締役候補者といたします。</p> <p>同氏が再任された場合には、その経験と見識等に基づいた当社経営への助言・監督を通して、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。また、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任および報酬の透明性・公正性を高めるとともに、取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>なお、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準および当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定める「独立性基準」（4. 補足説明参照）を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。</p>
6		<p>齊藤雄彦氏は、法曹界の出身者であり関係省庁の要職を歴任しました。退官後は弁護士として職務に従事し、法律の専門家としての豊富な経験および高い見識等を有しております。当社は、引き続き、同氏の経験および見識等を、監査に活かしたいため、社外監査役に選任しております。</p> <p>なお、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準および当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定める「独立性基準」（4. 補足説明参照）を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。</p>
7	加藤孝明氏は、2008年3月まで当社の主要な取引銀行である株式会社みずほコーポレート銀行（現・株式会社みずほ銀行）の業務執行者として勤務しておりました。	<p>加藤孝明氏は、国内外で金融機関の要職を歴任した豊富な経験と、財務・会計・IRに関する幅広い見識を有しております。また、同氏は、カヤバ株式会社の代表取締役副社長執行役員として財務統轄・IR活動の強化をはじめとした企業経営全般にわたる豊富な経験を有しております。当社は、同氏の経験と見識等を、監査に活かしたいため、社外監査役に選任しております。</p> <p>なお、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準および当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定める「独立性基準」（4. 補足説明参照）を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。</p>
8		<p>松島浩道氏は、農林水産省を中心に、長年にわたり、行政分野に従事した豊富な経験を有しております。また、同氏は、スロベニア国駐箚特命全権大使としての国際情勢・経済・文化等に関する幅広い見識を有しております。当社は、同氏の経験と見識等を、監査に活かしたいため、社外監査役に選任しております。</p> <p>なお、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準および当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定める「独立性基準」（4. 補足説明参照）を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。</p>

4. 補足説明

独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役又はその候補者が、以下のいずれにも該当しないと判断する場合、独立性を有している者と判断する。

1. 当社グループ関係者

当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者。

2. 取引先関係者

①当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者。

（注）「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結売上高の2%又は1億円のいずれか高い額以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。

②当社グループの主要な取引先又はその業務執行者。

（注）「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度において当社グループの年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行った者をいう。

③当社グループの主要な借入先又はその業務執行者。

（注）「当社グループの主要な借入先」とは、直近事業年度末において当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資していた者をいう。

3. 寄付又は助成を行っている関係者

当社グループが、年間1,000万円以上の寄付又は助成を行っている組織等の理事その他業務執行者。

4. 専門的サービス提供者

①弁護士、公認会計士、税理士、その他経営・財務・技術・マーケティング等に関するコンサルタントとして、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受領している者。

②当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナー又は従業員。

5. 議決権保有関係者

①当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその業務執行者。

②当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者。

6. 過去に該当したことのある者

①過去に一度でも上記1に該当したことがある者。

②過去3年間のいずれかにおいて上記2から5のいずれかに該当したことがある者。

7. 近親者

上記1から6に掲げる者（重要でない者は除く）の配偶者又は二親等内の親族。

以上

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。